

の七日間に短縮する事

一 決算の休業日は之を一日に短縮し日給を支給せず但し希望によりては其の前後に於て一日の休業を廢するも差支なし

一 前日終業時間迄に予告せざる臨時休業に對しては日給全額を支給する事

一 簡閱點呼に應ずる者には點呼当日に對し日給半額を支給する事

一 簡閱點呼以外の兵事関係に依りて休みたるものに對しては慰勞又は錢別の意を表する事あるべし